

新潟県森林審議会運営規則

昭和35年10月4日
新潟県規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法律249号）第68条の規定に基づいて設置される新潟県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会は、知事からの諮問があったとき又は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

2 会長は、会議の日時、場所、議題その他必要な事項を会議の日の7日前までに委員に通知しなければならない。

(議長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故のあったときは、委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。

(会議の成立)

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(決定)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2 前項の議事録に署名する委員は2人とし、会議のつど議長が定める。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会に部会長をおき、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会の組織運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。この場合において、決議した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部治山課において行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和37年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附則 (昭和43年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和49年規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和52年規則第76号)

この規則は、昭和52年11月1日から施行する。